

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 一五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 一五
- 地籍調査の成果について認証した件 一五
- 道路の区域を変更する件六件 一五
- 道路の供用を開始する件五件 一五
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 一五
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件九件 一五
- 福島県教育委員会 一五
- 福島県指定重要文化財として指定する件 一五
- 福島県指定重要文化財として追加指定する件 一五
- 福島県指定天然記念物として追加指定する件 一五

## 告 示

### 福島県告示第百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和二年三月二十三日から同年七月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び田村市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルハドラッグ田村大越店 福島県田村市大越町下大越字中田一四六番二ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名

称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 JA三井リース建物株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 工藤 真樹  
住所 東京都中央区銀座八丁目一三番一号  
大規模小売店舗において小売業を行う者  
名称 株式会社 ツルハ  
代表者の氏名 代表取締役 鶴羽 順  
住所 北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一番二二号  
令和二年十一月十日
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
令和二年十一月十日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一千二百二十三平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数  
（一）位置 別紙図面のとおり  
収容台数 五十四台
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数  
（一）位置 別紙図面のとおり  
収容台数 十五台
  - 3 荷さばき施設の位置及び面積  
（一）位置 別紙図面のとおり  
面積 四十平方メートル
  - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
（一）位置 別紙図面のとおり  
容量 七立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（一）開店時刻 午前九時  
閉店時刻 午前〇時
  - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午前〇時三十分まで
  - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
数 三か所  
（一）位置 別紙図面のとおり
  - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後九時まで
- 七 届出年月日  
令和二年三月九日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
（商業まちづくり課）

**福島県告示第百八十一号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年三月二十三日から同年四月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
令和二年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
C O P ベスタひがし 福島県喜多方市字惣座の宮二七〇〇番地二二
- 二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

**福島県告示第百八十二号**

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
令和二年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 調査を行った者の名称  
会津若松市
- 二 成果の名称  
会津若松市湊町大字赤井の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

**福島県告示第百八十三号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	東白川郡棚倉町大字下 山本字桃木田四番一地 先から 同 郡同 町大字下 山本字桃木田三番一地 先まで	変更前 変更後	二九・八 五三・五 二九・八 五三・五	四〇・五 四〇・五

（道路計画課）

**福島県告示第百八十四号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	東白川郡棚倉町大字下 山本字桃木田七番地先 から 同 郡同 町大字下 山本字桃木田三番一地 先まで	変更前 変更後	一九・三 四五・〇 一九・三 四五・〇	四〇・〇 四〇・〇

（道路計画課）

**福島県告示第百八十五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年三月二十三日

令和二年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道小埜 上郡山線	双葉郡富岡町大字上郡 山字太田五九番一地从 ら	変更前 六・〇〇 一四・九		一三四・一
	同 郡同 町大字上郡 山字太田四四番地先ま で	変更後 一〇・三〇 一四・九		一三四・一

(道路計画課)

福島県告示第百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道丸森 梁川線	伊達市梁川町山舟生字 高倉一四番一地从先 から	変更前 七・〇〇 二二・七		八二七・四
	同 市梁川町山舟生字 小手内一五番四地先ま で	変更後 七・五〇 三二・八		八二七・四

(道路計画課)

福島県告示第百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道福島 安達線	福島市松川町浅川字柗 林六番一地从先 から	変更前 一一・二〇 一六・六		二二〇・一
	同 市松川町浅川字柗 林三番三地从先 まで	変更後 一一・〇〇 一一・二二		二二〇・一

(道路計画課)

福島県告示第百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建設事務所で令和二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道近津 停車場線	東白川郡棚倉町大字下 山本字桃木田一七番地 先 から	変更前 七・八〇 九・三		八三三・五
	同 郡同 町大字下 山本字桃木田三番一 地 先 まで	変更後 七・八〇 一一・八		八三三・五

(道路計画課)

福島県告示第百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建設事務所で令和二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二一八号	東白川郡棚倉町大字下山本字桃木 田四番一地从先から 同 郡同 町大字下山本字桃木 田三番一地从先まで	令和二年三月二三日

(道路計画課)

福島県告示第百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二八九号	東白川郡棚倉町大字下山本字桃木 田七番一地从先から 同 郡同 町大字下山本字桃木 田三番一地从先まで	令和二年三月二三日

(道路計画課)

福島県告示第百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二九四号	白河市白坂鷹巣八九番地先から 同 市白坂鷹巣七〇番一地从先まで	令和二年三月二三日

(道路計画課)

福島県告示第百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道郡山大越線	田村市船引町芦沢字朴橋九五番二 地先から 同 市船引町芦沢字砂田七三番地 先まで	令和二年三月二三日

(道路計画課)

福島県告示第百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道近津停車場線	東白川郡棚倉町大字下山本字桃木 田一七番地先から 同 郡同 町大字下山本字桃木 田三番一地从先まで	令和二年三月二三日

(道路計画課)

福島県告示第百九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和二年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 株式会社アドマック
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画一団地の住宅施設事業 常磐上矢田町一団地の住宅施設
- 三 事業認可の年月日 平成二十九年九月十二日
- 四 事業施行期間 平成二十九年九月十二日から令和三年三月三十一日まで
- 五 事業地 変更なし

(まちづくり推進課)

**福島県告示第百九十五号**

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年一月二十七日次のとおり指定した。

令和二年三月二十三日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事 内堀雅雄
有限会社田村屋	伊達郡桑折町字上町四九番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	売りさばき所の名称及び所在地

合資会社出岡商店	福島市五月町二番四号	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	有限会社田村屋
橋本 優	二本松市若宮一丁目三二七番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	伊達郡桑折町字上町四九番地

有限会社鈴木銃砲火薬店	東白川郡棚倉町大字関口字豊郷一二五番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	合資会社出岡商店
有限会社手島	西白河郡矢吹町中町二七八番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	福島市五月町二番四号

有限会社鈴木銃砲火薬店	東白川郡棚倉町大字関口字豊郷一二五番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	ウロコヨ本店
有限会社手島	西白河郡矢吹町中町二七八番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	二本松市若宮一丁目三二七番地

有限会社鈴木銃砲火薬店	東白川郡棚倉町大字関口字豊郷一二五番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	有限会社鈴木銃砲火薬店
有限会社手島	西白河郡矢吹町中町二七八番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	東白川郡棚倉町大字関口字豊郷一二五番地

有限会社鈴木銃砲火薬店	東白川郡棚倉町大字関口字豊郷一二五番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	亀屋呉服店
有限会社手島	西白河郡矢吹町中町二七八番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	西白河郡矢吹町中町二七八番地

有限会社鈴木銃砲火薬店	東白川郡棚倉町大字関口字豊郷一二五番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	(出納総務課)
有限会社手島	西白河郡矢吹町中町二七八番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	

**福島県告示第百九十六号**

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年一月三十日次のとおり指定した。

令和二年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばき所の名称及び所在地
合資会社平銃砲火薬店	いわき市平字一町目八番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	合資会社平銃砲火薬店

吉井 洋意	いわき市平中山字宮下一番地の七一	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	いわき市平字一町目八番地
有限会社大泉商店	いわき市遠野町上遠野字本町五三番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	吉井行政書士事務所

有限会社大泉商店	いわき市遠野町上遠野字本町五三番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	有限会社大泉商店
吉井 洋意	いわき市平中山字宮下一番地の七一	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	いわき市遠野町上遠野字本町五三番地

有限会社大泉商店	いわき市遠野町上遠野字本町五三番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	有限会社大泉商店
吉井 洋意	いわき市平中山字宮下一番地の七一	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	吉井行政書士事務所

有限会社大泉商店	いわき市遠野町上遠野字本町五三番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	有限会社大泉商店
吉井 洋意	いわき市平中山字宮下一番地の七一	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	吉井行政書士事務所

**福島県告示第百九十七号**

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年二月五日次のとおり指定した。

令和二年三月二十三日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事 内堀雅雄
古山 光二	二本松市本町一丁目二〇九番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	売りさばき所の名称及び所在地

株式会社大民	二本松市針道字町一一六番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	古山銃砲火薬店
福島県猟友会	伊達市梁川町字大梁川支部支町一丁目一番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	二本松市本町一丁目二〇九番地

株式会社大民	二本松市針道字町一一六番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	株式会社大民(EN EOS東和給油所)
福島県猟友会	伊達市梁川町字大梁川支部支町一丁目一番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	二本松市針道字町一一六番地

株式会社大民	二本松市針道字町一一六番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	福島県猟友会
福島県猟友会	伊達市梁川町字大梁川支部支町一丁目一番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	伊達市梁川町字大町一丁目一番地

株式会社大民	二本松市針道字町一一六番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	(出納総務課)
福島県猟友会	伊達市梁川町字大梁川支部支町一丁目一番地	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	

**福島県告示第百九十八号**

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年二月十日次のとおり指定した。

令和二年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
 株式会社タイ いわき市平塩字古 令和二年四月一日から  
 ヘイドライバー 川一番地の一 令和七年三月三十一日まで  
 ズスクール

関根 順 いわき市勿来町窪  
 田町通四丁目九一  
 番地  
 及び所在地  
 株式会社タイヘイド  
 ライバースクール  
 いわき市平塩字古川  
 一番地の一  
 有限会社勿来銃砲火  
 薬店  
 いわき市勿来町窪田  
 町通四丁目一一一番  
 地  
 (出納総務課)

福島県告示第百九十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年二月十二日次のとおり指定した。

令和二年三月二十三日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
 福島県知事 内 堀 雅 雄  
 及び所在地  
 売りさばき所の名称  
 福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年二月十二日次のとおり指定した。

福内 浩明 郡山市清水台一丁 令和二年四月一日から  
 目四番一二号 令和七年三月三十一日まで

指定の有効期間

株式会社南部 須賀川市北山寺町 同  
 自動車学校 七七番地

指定の有効期間

株式会社須賀 岩瀬郡鏡石町蒲之 同  
 川ドライビン 沢町三八二番地

指定の有効期間

ズスクール 岩瀬郡鏡石町蒲之沢  
 町三八二番地  
 (出納総務課)

(出納総務課)

福島県告示第二百号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年二月十四日次のとおり指定した。

令和二年三月二十三日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
 福島県知事 内 堀 雅 雄  
 及び所在地  
 売りさばき所の名称  
 福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年二月十四日次のとおり指定した。

一般社団法人 福島市渡利字七社 令和二年四月一日から  
 福島県猟友会 宮一〇二番地の一 令和七年三月三十一日まで  
 及び所在地  
 一般社団法人福島県  
 猟友会  
 福島市渡利字七社宮  
 一〇二番地の一  
 福島県猟友会桑折支  
 部

福島県猟友会 伊達郡国見町大字 同  
 桑折支部 支 山崎字北口六番地  
 部長 佐藤 の四  
 忠

高橋 正 本宮市本宮字大森 同  
 一一九番地一

福島県告示第二百一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年二月十九日次のとおり指定した。

令和二年三月二十三日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
 福島県知事 内 堀 雅 雄  
 及び所在地  
 売りさばき所の名称  
 福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年二月十九日次のとおり指定した。

有限会社大竹 郡山市本町二丁目 令和二年四月一日から  
 銃砲店 二二番一二号 令和七年三月三十一日まで

指定の有効期間

有限会社鈴木 郡山市細沼町九番 同  
 酒店 一号

指定の有効期間

福島県猟友会 田村市船引町字源 同  
 田村支部 支 次郎一一九番地一  
 部長 助川

指定の有効期間

秀俊 田村郡三春町大字平  
 沢字河原二八番地の  
 二  
 (出納総務課)

(出納総務課)

福島県告示第二百二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年二月二十日次のとおり指定した。

令和二年三月二十三日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
 福島県知事 内 堀 雅 雄  
 及び所在地  
 売りさばき所の名称  
 福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年二月二十日次のとおり指定した。



氏名又は名称 住所 指定の有効期間

南相馬地区交 南相馬市原町区高 令和二年四月一日から  
通安全協会 見町一丁目二六二 令和七年三月三十一日まで  
会長 渡邊 番地

貞雄  
株式会社菅野 相馬市中村字宇多 同  
寛商店 川町三六番地  
相馬市小泉字高池四  
八六番地  
福島県猟友会相馬支  
部  
相馬市中村字北町六  
三番地の三  
(出納総務課)

福島県猟友会 相馬市中村字北町 同  
相馬支部 支 六三番地の三  
部長 田中  
祥一  
(出納総務課)

福島県告示第二二三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年三月六日次のとおり指定した。  
令和二年三月二十三日

令和二年三月二十三日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

有限会社社会津 会津若松市大町二 令和二年四月一日から  
銃砲火薬店 丁目七番五号 令和七年三月三十一日まで

有限会社松本 喜多方市字三丁目 同  
屋 四七九一番地

高橋 久 耶麻郡磐梯町大字 同  
赤枝字宮在家一九  
〇番地

福島県知事 内堀 雅雄

売りさばき所の名称  
及び所在地  
有限会社社会津銃砲火  
薬店  
会津若松市大町二丁  
目七番五号  
松本屋文具店  
喜多方市字三丁目四  
七九一番地  
カーライフタカハシ  
耶麻郡磐梯町大字赤  
枝字宮在家一九〇番  
地  
(出納総務課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第一号

福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第四条第一項の規定に  
より、福島県指定重要文化財として、次のとおり指定する。  
令和二年三月二十三日

福島県教育委員会

彫刻の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造薬師如来坐像 附 木造十二神 将立像	一軀 一二	宗教法人 熊野神社	喜多方市慶徳町新宮 字熊野二二五八番地	喜多方市慶徳町新宮 字熊野二二五八番地 新宮熊野神社
軀				

(文化財課)

福島県教育委員会告示第二号

福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第四条第一項の規定に  
より、次の表の上欄に掲げる福島県指定重要文化財に、同表中欄に掲げる重要文化財を  
追加し、同表下欄のように改める。  
令和二年三月二十三日

福島県教育委員会

上 欄	中 欄	下 欄
名 称	指定告示 号	名 称
白河ハリス トス正教会 のイコン	昭和五十八年 福島県教育委 員会告示第一 号	白河ハリストス正 教会のイコン 附 行進用十字架 一点
		員 数
		五〇点 一点

(文化財課)

福島県教育委員会告示第三号

福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第二十四条第一項の規  
定により、次の表の上欄に掲げる福島県指定天然記念物に、同表中欄に掲げる代表的産  
出地を追加し、その内容を同表下欄のように改める。

令和二年三月二十三日

福島県教育委員会

上 欄	名称	石川の ペグマ タイト 鉢物
	指定告示 号	平成七年 福島県教 育委員会 告示第三 号
中 欄	名称	和久観音山鉢 床 第一鉢体 石川郡石川 町字入山六 九番地一 九、四九〇 平方メートル
	所有者及び所有 者の住所	石川のペグマ タイト鉢物 石川町ほか 石川郡石川 町字長久保一八 五番地の四 ほか 和久観音山鉢 床 石川町 石川郡石川 町字長久保一八 五番地の四
下 欄	名称	石川の ペグマ タイト 鉢物と 和久観 音山鉢 床
	所在の場所及び指 定面積	石川のペグマ タイト鉢物 石川郡石川町 高田二〇〇番地 の二 石川町立 歴史民俗資料館 和久観音山鉢 床 第一鉢体 石川郡石川町 字入山六九番地一 九、四九〇平 方メートル 石川郡石川町 字長久保一八 五番地の四 平方メートル

(文化財課)